

鳥取県告示第 184 号

鳥取県収入証紙規則（昭和 39 年鳥取県規則第 17 号）第 12 条第 3 項の規定に基づき、収入証紙の小売りさばき人から次の事項を変更した旨の届出があったので、告示する。

平成 19 年 3 月 6 日

鳥取県知事 片 山 善 博

指定番号	名称	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
433	有限会社九重谷銃 砲火薬店 代表取締役 九重谷 隆	名称	有限会社九重谷銃 砲火薬店 代表取締役 九重谷 琴江	有限会社九重谷銃 砲火薬店 代表取締役 九重谷 隆	平成 15 年 6 月 6 日